

奈良県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	塚本 吉則	北葛城郡広陵町大字大塚六九六
〃	乾 敏之	〃 一六二三
〃	坂野 正	〃 四七九
〃	細井 博文	〃 四七六
〃	岡本 成由	〃 四六二
〃	吉川 正則	〃 四六四
〃	塚本 義久	〃 六二一
〃	小原 安夫	〃 七三五
〃	後藤 幸宏	〃 七四〇
〃	植田 宗宏	香芝市高山台三丁目二三―四
監事	山本 悦雄	北葛城郡広陵町大字大塚七三三
〃	乾 善弘	〃 六二二―二
〃	雛谷 利彦	〃 九六三―一
〃	上村 敏彦	〃 四九六

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	乾 敏之	北葛城郡広陵町大字大塚一六二三
〃	塚本 吉則	〃 六九六
〃	坂野 正	〃 四七九
〃	細井 博文	〃 四七六
〃	岡本 成由	〃 四六二
〃	吉川 正則	〃 四六四
〃	塚本 義久	〃 六二一
〃	小原 安夫	〃 七三五

〃	〃	〃	監事	〃	〃
上村	雛谷	乾	山本	植田	後藤
敏彦	利彦	善弘	悦雄	宗宏	幸宏
〃	〃	〃			
			北葛城郡広陵町大字大塚七三三	香芝市高山台三丁目二三一四	〃
四九六	九六三一	六二二一二			七四〇